

大田区インバウンド向けPRに係るSNS運用要領

令和8年6月2日8産産発第10650号産業経済部長決定

(目的)

第1条 この要領は、「大田区のソーシャルメディア利用に関するガイドライン」に基づき、インバウンドに向けて観光情報を発信するにあたり、SNSを情報提供媒体として運用するために必要な事項を定めることにより、情報発信の適正化及び円滑な運用を図ることを目的とする。

(方針)

第2条 インバウンド向けSNSは、区内の魅力的な地域資源及びイベント等の観光情報について、正確性及び分かりやすさに配慮しながら発信することにより、インバウンドの区内への誘客及び回遊促進を図ることを基本方針とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) インバウンド

訪日外国人旅行客等をいう。

(2) SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

インターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスをいう。

(3) アカウント

SNSを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。

(4) フォロー

他の利用者の投稿を受信するように登録することをいう。

(5) コメント

投稿に対して文章で返答することをいう。

(6) いいね

投稿に対して、肯定的な意見を示すことや気になる投稿とつながるための方法をいう。

(7) インスタグラム

写真や短時間動画を利用者に発信できるSNSをいう。

(運用の管理)

第4条 インバウンド向けSNSの運用主体は区とし、アカウントの管理及び情報発信は、産業経済課が行う。

2 アカウントは次のとおりとする。

Instagram Haneda 30min Tokyo Guide (@ota_tokyo_trip)

(アカウント運用者の明示)

第5条 区は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、ユーザー情報をインバウンド向けウェブサイト上に明示するものとする。

(アカウント運用要領の明示)

第6条 区は、SNSアカウントのプロフィール欄に、以下の事項を明示するものとする。

(1) アカウントの運営主体

(2) 発信内容

(3) 発信方法

(掲載内容)

第7条 インバウンド向けSNSでは、次の情報を発信するものとする。

(1) 閲覧者にとって大田区の観光情報を取得するために有益なもの

- (2) 大田区の地域活性に資すると認められるもの
- (3) その他掲載するに相応しいと認められるもの
(意思決定)

第8条 情報発信については、産業経済課長の決定を受けなければならない。
(コメント、いいね等の制限)

第9条 区が発信する投稿に対する他のアカウントからの反応(いいね、コメント等)及び区
のアカウントに対する他のアカウントからのフォロー等を受けた場合は、必要に応じて対応
することができる。
(禁止事項)

第10条 区は、ユーザーによる次の各号に掲げる行為を禁止するものとし、当該行為が行われ
た場合には、予告なくコメント若しくはリンクの削除又はアカウントのブロックをすること
ができる。

- (1) 投稿の内容に関係がないと思われるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (3) 区又は特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (4) 政治及び宗教活動を目的とするもの
- (5) 著作権、商標権、肖像権等第三者の知的所有権を侵害又は侵害するおそれがあるもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (7) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (8) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (9) 虚偽及び事実と異なるもの並びに単なる噂(噂を助長させるものを含む。)
- (10) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- (11) 有害なプログラム
- (12) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、区が不適切であると判断したもの

(運用要領の周知・変更等)

第11条 この要領は、インバウンド向けウェブサイトに掲載して周知するものとする。

2 この要領は、必要に応じて変更するものとし、変更した場合は、その旨をインバウンド向
けのSNSアカウントを通じて周知するものとする。

(免責)

第12条 区は、SNSを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法
性、その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発
生したとしても、区は一切責任を負わないものとする。

2 区は掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、区の故意又
は重大な過失によるものでない限り、区は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この要領の実施について必要な事項は、産業経済部長が別に定める。

付 則

この要領は、決定の日から施行する。